平成24年(ワ)第10817号 差止請求事件

原告特定非営利活動法人消費者支援機構関西

被 告 株式会社講談社フェーマススクールズ

意見陳述書

平成25年7月24日

大阪地方裁判所第4民事部1B係 御中

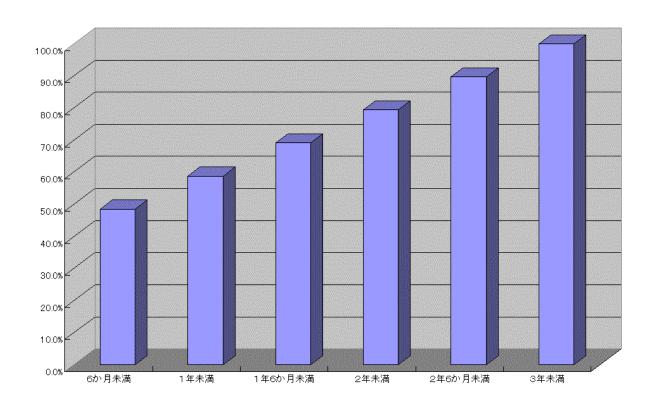
原告 特定非営利活動法人消費者支援機構関西理事長 榎 彰 德

- 1 全国の消費生活センターに寄せられる,消費生活に関する苦情相談件数は,架空請求に関するものを除いても,平成15年度以降9年連続で年間80万件を超えています。しかし,これはあくまで氷山の一角であり,商品やサービスに不満を持ったり被害を受けたと感じた消費者が,消費生活センター等の行政窓口に相談を持ち込むのは,わずか約4パーセントとされています。
- 2 このように、事業者と消費者との間には、消費者契約法の文言を借りていうならば、厳然たる情報の質、量、交渉力の格差が存在するため、大多数の消費者は結局泣き寝入りせざるを得ません。そのため、事業者は、わずかに声を上げることのできた少数の消費者に対応するだけで、全体としては違法不当な事業活動を停止することなく、また、これによって得た利益を依然保持し続けることとなるのです。これでは、消費者契約法にいう消費者保護という目的を真に達成することはできません。

- 3 こうした中、平成19年6月にスタートした消費者団体訴訟制度は、内閣総理 大臣の認定を受けた適格消費者団体が、事業者の行為の差止めを求めて訴訟を 起こす権利を有することを認め、これによって消費者への被害の発生及び拡大 を未然に防止することを目的とした制度です。
- 4 私たち消費者支援機構関西は、平成17年に設立され、事業者に対する契約条項の改善や不当勧誘行為の抑止等の申入活動等に取り組んできました。平成19年8月には適格消費者団体として内閣総理大臣から認定を受け、上記消費者団体訴訟制度の担い手として、消費者のために、この制度を積極的に活用したいと考えております。
- 5 本件訴訟は、特定商取引法に基づく事業者の勧誘行為の差止を求める訴訟としては、全国初のものです。被告は、通信教育による美術教育事業を運営していますが、その勧誘方法は、主としてイラストコンテストの作品を募集した上で「無料で講評する」などと契約勧誘目的を隠匿して応募者を呼び出したうえで、原則として3年間に及ぶ長期の通信教育を勧誘するというものであり、この通信教育契約において定められている解約清算金条項は、異常に高額にわたるものであり、同条項が特定商取引法10条1項3号及び4号、消費者契約法第9条1項に違反することは明らかです。
- 6 すなわち、解約清算金条項は、訴状別紙に引用するとおりで、解約時期ごとに解約清算金を計算すると、下図の結果となります。

	1 A 7 T	教科書代,教 材代,iPad機器	1期あたり 受講料等	解約 清算金	
6か月未満	29,400	586,700	165,900	782,000	48.5%
1年未満	29,400	586,700	331,800	947,900	58.8%
1年6か月未満	29,400	586,700	497,700	1,113,800	69.1%
2年未満	29,400	586,700	663,600	1,279,700	79.4%
2年6か月未満	29,400	586,700	829,500	1,445,600	89.7%
3年未満	29,400	586,700	995,400	1,611,500	100.0%

これを解約時期ごとに、総学費中における、解約清算金の占める割合をグラフ化すると、次のとおりとなります。



このグラフからも明らかなとおり、被告における中途解約清算金は、全3年の通信教育期間中の最初の6か月未満の時期に、中途退学手続きを取った場合であっても、総受講料のほぼ半額である48.5%という高額に及ぶものです。

- 7 原告は、平成24年9月、被告に対し、違法な中途解約清算金条項の使用差 止めの申入れを行いましたが、被告はこれに応じないことから、被告が、今後 もなお同様の契約条項を用いるおそれ、あるいは今後も行うおそれは払拭しが たいと言わざるを得ません。
- 8 裁判所におかれましては、特定商取引法及び消費者契約法の立法趣旨に照ら し、今後同様の消費者の被害の発生ないし拡大の防止のため、適正かつ迅速な 判断を下していただきますようお願いいたします。

以 上